

売却区分番号	1944-2		
見積価額	¥2, 490, 000	公売保証金	¥300, 000
財産の表示	1 所在 地番 地目 地積	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番27 宅地 103.40 平方メートル	
	2 所在 地番 地目 地積 持分	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番2 公衆用道路 230 平方メートル 23 分の 1	
	3 所在 地番 地目 地積 持分	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番19 雑種地 8.25 平方メートル 23 分の 1	
	4 所在 地番 地目 地積 持分	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番29 雑種地 35 平方メートル 23 分の 1	
	5 所在 地番 地目 地積 持分	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番30 雑種地 21 平方メートル 23 分の 1	
	6 所在 地番 地目 地積 持分	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番40 雑種地 19 平方メートル 23 分の 1	
	7 所在 地番 地目 地積 持分	新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番43 雑種地 8.10 平方メートル 23 分の 1	

売却区分番号	1944-2		
見積価額	¥2,490,000	公売保証金	¥300,000
	8 所在 新潟県新潟市西区小針一丁目 1146番地27 家屋番号 1146番27 種類 居宅 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 37.35 平方メートル 2階 37.35 平方メートル 以上登記簿による表示		
間取り	—	駐車場の有無	—
公法上の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 居住誘導区域 宅地造成等工事規制区域 新潟市景観計画 新潟市ハザードマップ（西川洪水想定浸水深0.5メートル未満）		
接道状況	北東側 幅員約7.3メートル 舗装道路 ほぼ等高接面 当該道路は、建築基準法第42条第1項第2号に該当します。 南西側 幅員約1.2メートル 舗装私道 約0.3メートル高位接面 当該私道は、建築基準法上の道路に該当しません。		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	対象物件1 対象物件8の敷地として使用されています。 雑草及び雑木が繁茂しており、対象物件8の建物入口まで進入することが困難な状況です。 南西側に、物件所有者の物置が二つ設置されています。 対象物件2 舗装私道として使用されています。 対象物件8 昭和51年頃建築。 現在空き家。 軒裏の一部が破損しています。 外壁にツタが這っています。		
管理状況等	—		
特記事項	1 対象物件2から7は、共有持分についての売却であり、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その使用等については他の所有者と協議して決めなければならず、対象物件を当然に使用収益できるとは限りません。 2 対象物件は、国税徴収法第89条の2の規定による換価執行決定に基づき公売を行います。 対象物件1及び8は、換価執行決定に係る特定参加差押不動産です。		

売却区分番号	1944-2								
見積価額	¥2,490,000	公売保証金	¥300,000						
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>対象物件1（土地）</td> <td>2,470,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件2から7（土地）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件8（建物）</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			対象物件1（土地）	2,470,000円	対象物件2から7（土地）	10,000円	対象物件8（建物）	10,000円
対象物件1（土地）	2,470,000円								
対象物件2から7（土地）	10,000円								
対象物件8（建物）	10,000円								
住居表示等	新潟県新潟市西区小針一丁目15番8号								
最寄駅等	JR（東日本）越後線 小針駅 南東方約1.3キロメートル								
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。								
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 								

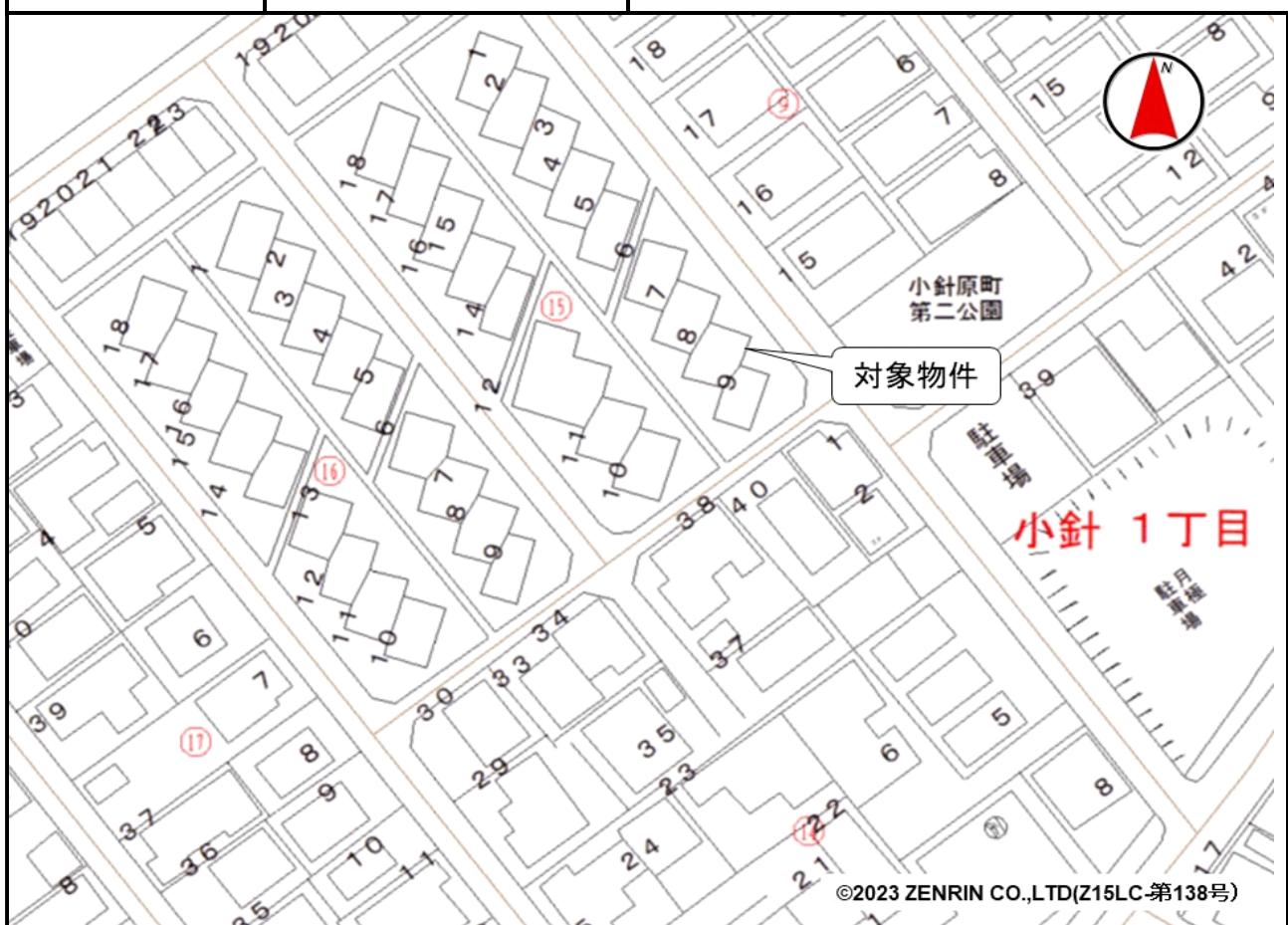
売却区分番号

1944-2



売却区分番号

1944-2



壳却区分番号

1944-2

